

## 平成29年度第1回那須塩原市空き家対策審議会 議事要旨

日時：平成29年9月25日（月）9:30～11:45

場所：那須塩原市役所 本庁舎 303 会議室

出席者

[委員]

三橋伸夫委員（会長）、室井淳男委員（会長職務代理）、君島広之委員、増淵健治委員、菊地清次委員、中村博一委員、渡邊民生委員

（欠席：熊田仁四郎委員）

[事務局]

建設部 稲見一美部長、都市整備課 佐藤正規課長、伊藤良司係長、青木朋美主査

配布資料

資料1 「那須塩原市空き家等対策計画」概要版

資料2 那須塩原市特定空き家等判断基準

資料3 特定空き家等の認定について 管理番号H29-1～H29-4

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

（省略）

（議事進行：会長）

### 3. 議事

#### (1) 那須塩原市空き家等対策計画の策定について

（事務局より資料1について説明）

○委員からの意見なし

#### (2) 特定空き家等の認定基準について

（事務局より資料2について説明）

○委員より、判断基準表内の数字等の表記方法を統一した方がよいとの指摘があり、適宜修正する旨回答。

○委員より、現地調査を行っていく中で、判断基準表の表現や項目や修正することは可能かとの質問

があり、適宜修正可能と回答。

### (3) 特定空き家等の認定について

- 特定空き家等の認定に関し、事務局で特措法第9条に基づく物件の立入調査を実施し、判断基準チェックシートに基づき特定空き家等の該当の有無を判断した。審議会条例第2条により、委員から判断に係る意見を求めた。
- 資料については、個人情報も含まれるので、会議終了後に回収させていただく。
- 配布資料及び写真のスライドにより説明。

#### (事務局より資料3 管理番号H29-1について説明)

- 那須塩原市●●●番地 木造2階建て 店舗併用住宅
- 事務局判断：「倒壊等著しく保安上危険のおそれのある状態」、「著しく景観を損なっている状態」に該当しており、特定空き家等の認定が妥当。建物に傾きが生じ、隣接建物に接触し、街の景観も損ねているため、全部除却が相当。
- 審議会意見：チェックシートに基づく事務局の判断のとおり、特定空き家等の認定が妥当。措置は事務局判断のとおり全部除却が相当。

#### (事務局より資料3 管理番号H29-2について説明)

- 那須塩原市▲▲▲番地 木造平屋建て 戸建て住宅
- 事務局判断：「倒壊等著しく保安上危険のおそれのある状態」、「著しく景観を損なっている状態」、「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」に該当しており、特定空き家等の認定が妥当。建物は半壊しており、強風等による更なる倒壊のおそれがあるため、全部除却が相当。
- 審議会意見：チェックシートに基づく事務局の判断のとおり、特定空き家等の認定が妥当。措置は事務局判断のとおり全部除却が相当。

#### (事務局より資料3 管理番号H29-3について説明)

- 那須塩原市■●■番地 鉄骨造平屋建て 工場
- 事務局判断：敷地内に4棟建物があるうち1棟について「倒壊等著しく保安上危険のおそれのある状態」、また、敷地内全体において「著しく景観を損なっている状態」、「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」に該当しており、特定空き家等の認定が妥当。建物は屋根の欠落など半壊しており、強風等による更なる倒壊のおそれがあるため、全部除却、また、敷地内の雑草等の全部除却が相当。
- 審議会意見：チェックシートに基づく事務局の判断のとおり、特定空き家等の認定が妥当。措置は事務局判断のとおり敷地内の1棟について全部除却、及び敷地内の雑草等の全部除却が相当。

#### (事務局より資料3 管理番号H29-4について説明)

- 那須塩原市○○○番地 木造平屋建て 戸建て住宅

○事務局判断：建物に付随するテラス部について「倒壊等著しく保安上危険のおそれのある状態」、また建物等敷地内において「著しく景観を損なっている状態」に該当しており、特定空き家等の認定が妥当。テラス部は欠落しており、強風等による更なる倒壊のおそれがあるため、テラス部の全部除却、また、敷地内の雑草等の全部除却が相当。

○審議会意見：チェックシートに基づき事務局は特定空き家等の認定が妥当とされたが、市内他の同様の案件と比較し、当該物件を認定することは不当と判断。特定空き家等の認定は保留とする。

#### (4) その他

(事務局より今後の審議会の予定、議事録の作成・公開について説明)

#### 4. その他

(意見なし)

#### 5. 閉会

(以上)